

(登録認定機関が認定する適合施設の種別)

第十七条 法第十七条第三項の規定により登録認定機関が認定する適合施設の種別は、

タイに輸出される農産物若しくは畜産物又はアメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、タイ、ナイジェリア、ブラジル、ペルー若しくはロシアに輸出される水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。

(適合施設の認定手数料)

第二十一条 令第四条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

- 一 タイに輸出される農産物、アメリカ合衆国、アルゼンチン、欧州連合の構成国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、タイ、台湾、中華人民共和国、ブラジル若しくは香港に輸出される畜産物、アメリカ合衆国、欧州連合の構成国若しくは中華人民共和国に輸出される水産物又は英国若しくは欧州連合の構成国に輸出される飼料 二万九百円
- 二 (略)

(登録認定機関が認定する適合施設の種別)

第十七条 法第十七条第三項の規定により登録認定機関が認定する適合施設の種別は、

タイに輸出される農産物又はアメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、サウジアラビア、ナイジェリア、ブラジル、ペルー若しくはロシアに輸出される水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。

(適合施設の認定手数料)

第二十一条 令第四条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

- 一 タイに輸出される農産物、アメリカ合衆国、アルゼンチン、欧州連合の構成国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、タイ、台湾、ブラジル若しくは香港に輸出される畜産物、アメリカ合衆国、欧州連合の構成国若しくは中華人民共和国に輸出される水産物又は英国若しくは欧州連合の構成国に輸出される飼料 二万九百円
- 二 (略)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第九条の十第一項第一号及び第十五条の四の四第一項第三号の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月四日

環境大臣 小泉進次郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後

(無害化処理の内容の基準)

第六条の二十四の四 法第九条の十第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 受け入れる一般廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。

ただし、受け入れる一般廃棄物の一部のみを当該施設に投入し、その余の一般廃棄物を当該施設に投入しない場合において、当該施設に投入しない一般廃棄物について第六条の二十四の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合する無害化処理が確実に行われる場合にあつては、この限りでない。

四・五 (略)

(無害化処理の内容の基準)

第十二条の十六 法第十五条の四の四第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 受け入れる産業廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。

ただし、受け入れる産業廃棄物の一部のみを当該施設に投入し、その余の産業廃棄物を当該施設に投入しない場合において、当該施設に投入しない産業廃棄物について第十二条の二十四の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合する無害化処理が確実に行われる場合にあつては、この限りでない。

四・五 (略)

改 正 前

(無害化処理の内容の基準)

第六条の二十四の四 法第九条の十第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 受け入れる一般廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。

四・五 (略)

(無害化処理の内容の基準)

第十二条の十六 法第十五条の四の四第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 受け入れる産業廃棄物の全部を無害化処理の用に供する施設に投入すること。

四・五 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

〇総務省告示第二百八十号

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第一条の二第三項及び第四項の規定に基づき、競馬を行うことができる町を次のとおり指定する。

右の指定は、令和三年八月四日からその効力を生ずるものとする。

令和三年八月四日 総務大臣 武田 良太

Table with 3 columns: 町名 (Town Name), 競馬を行ういしむかび地 (Horse Racing Grounds), 住所 (Address). Rows include 東京都東大和市立野2丁目16番地10, 東京都東大和市立野2丁目16番地18, etc.

〇法務省告示第百六十一号

登記の申渡しの様式を改定し、日本国の登記の法に「」を付す。

令和三年八月四日

Table with 3 columns: 町名 (Town Name), 住所 (Address), 住所 (Address). Rows include 東京都江東区木場3丁目18番2-2602号, 東京都板橋区板橋1丁目53番12-1811号, etc.

Table with 3 columns: 住所 (Address), 住所 (Address), 住所 (Address). Rows include 北九州市門司区葛葉1丁目12番6号, 仙台市太白区八木山香澄町8番1号, etc.

Table with 3 columns: 住所 (Address), 住所 (Address), 住所 (Address). Rows include 大阪府東大阪市岸田堂西2丁目8番11号, 大阪府東大阪市山手台西2丁目13番2号, etc.